

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012仙第39号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年8月19日 04時10分ごろ
発生場所	秋田県 <small>おが</small> 鹿市秋田船川港船川区第3区南防波堤東側 鹿市所在の船川南平沢防波堤灯台から真方位333°650m付近 (概位 北緯39°51.5′ 東経139°51.5′)
事故等調査の経過	平成24年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三共進丸、3.81トン AT3-9605（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 秀宝丸、0.8トン AT3-9357（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機カバーに破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向けて秋田船川港船川区第3区南防波堤（以下「南防波堤」という。）の東側を南防波堤に沿って約3ノットの速力で手動操舵により南東進していた。 船長Aは、目視で前方の見張りを行っていたが、船首方のB船に気付かずに航行を続け、平成24年8月19日04時10分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、南防波堤東側の漁場において、錨泊中を示す灯火を表示せず、船首を南西方に向けて錨泊し、船長Bが、B船を離れて素潜りによるかき漁を行っていた。 船長Bは、06時00分ごろかき漁を終えてB船に戻り、船外機カバーが破損しているのに気付いた。 A船及びB船は、共に自力航行で秋田船川港船川区船だまりに着岸した。 船長Bは、後にA船と衝突したことを知った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、うねり波向 南東 日出時刻：04時56分

<p>その他の事項</p>	<p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、ふだんから僚船と共に漁場に向かい、漁場で投錨後、潜水作業中であることを示す旗を掲げ、航海灯は消灯していた。</p> <p>船長Bは、漁模様が良ければB船の近くで漁を行い、悪ければ南防波堤や消波ブロックの付近を回って2～4時間程度漁を行っていた。</p> <p>本事故発生場所は、漁船が頻繁に通る場所ではなく、釣り船が通るぐらいであった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、秋田船川港船川区第3区を南東進中、船長Aが、B船が錨泊中の法定灯火を表示していなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、秋田船川港船川区第3区で錨泊中、錨泊中の法定灯火を表示していなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船が錨泊中の法定灯火を表示していれば、船長Aが、B船の存在に気付き、B船との衝突を回避できた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、秋田船川港船川区第3区において、A船が南東進中、B船が錨泊中、B船が錨泊中の法定灯火を表示していなかったため、A船がB船に気付かず、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、錨泊して潜水作業を行う船舶は、錨泊中の法定灯火を表示すること。</li> </ul>